

川崎重工業株式会社

NO.2020013

2020年5月21日

各 位

会 社 名	川崎重工業株式会社
代表者名	取締役社長 金花 芳則
コード番号	7012 東京① 名古屋①
問合せ先	コーポレートコミュニケーション部 部長 鳥居 敬
	【東京】TEL 03-3435-2130
	【神戸】TEL 078-371-9531

定款の一部変更に関するお知らせ

川崎重工は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第197期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、コーポレート・ガバナンス体制の強化につき継続的に取り組んでいます。今般、取締役会における経営戦略等の議論を充実させるとともに、経営環境の急速な変化へ迅速に対応しつつ、取締役会の監督機能をさらに強化することを目的として、取締役会の業務執行決定権限の相当部分を業務執行取締役に委譲することが可能となる「監査等委員会設置会社」に移行します。

- ・これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ・また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものです。
- ・加えて、監査等委員である取締役等、業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更を行うものです。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ています。

(2) 取締役および執行役員の職務等の明確化に伴う見直し

当社では、2018年4月1日に、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化に向け、取締役会の監督機能と執行機能の分離を進めるため、役付取締役と執行役員体制の見直しを行いました。今般これをさらに進め、取締役、代表取締役、役付取締役、執行役員の職務および役割の明確化を図るため、関連する規定の見直しを行うものです。

(3) 事業目的の追加

当社では、水素サプライチェーンの構築および医療用ロボットの開発が本格化しつつあり、事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条（目的）につきまして事業目的を追加するものです。

(4) その他全般に関する変更

その他、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙参照

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月25日（木）

定款変更の効力発生日 2020年6月25日（木）

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体並びに販売及び賃貸借に関する事業</p> <p>(1)～(10) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>4. <u>電気及び熱の供給に関する事業</u></p> <p>5. ～12. (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が、取締役会の決議に基づき、これを招集する。</p> <p>② <u>社長に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。</p> <p>(議長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は、社長又は会長が、取締役会の決定に従いこれにあたる。</p> <p>② 取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。</p> <p>③ 議長は、<u>株主総会の決議によって</u>、会議の延期もしくは続行を行うことができる。この場合には、別に招集手続きを行うことを要しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1)～(10) (現行どおり)</p> <p><u>(11) 各種医療機器</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>電気、熱及びガスの供給に関する事業</u></p> <p>5. ～12 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役である社長が</u>、取締役会の決議に基づき、これを招集する。</p> <p>② <u>前項の取締役に欠員又は事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。</p> <p>(議長)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第21条 当社の取締役は18名以内とする。

(新設)

(選任方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、副会長若干名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役おのおの若干名を定めることができる。

(新設)

(社長の職務)

第25条 社長は、会社の業務を統理する。

第4章 取締役等及び取締役会

(定員)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② (現行どおり)

- ③ (現行どおり)

(任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 (現行どおり)

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名を定めるほか、役付取締役を定めることができる。

(執行役員及び役付執行役員)

第24条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる。

- ② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員1名を定めるほか、役付執行役員を定めることができる。

(削除)

② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、社長がこれを招集し、取締役会長がその議長となる。

② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(新設)

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(定員)

第 33 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、取締役である社長がこれを招集し、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がその議長となる。

② 前項の取締役にそれぞれ欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 の 13 条第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(削 除)

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(削 除)

(削 除)

(選任方法)

第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。

(削 除)

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

(補欠監査役)

第 36 条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

(削 除)

② 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

④ 補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に監査役に就任する。

⑤ 前項に基づき、補欠監査役が監査役に就任した際の当該監査役の任期は、補欠監査役に選任された時から起算して、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(削 除)

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(削 除)

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(削 除)

<p>(監査役会の運営)</p> <p>第 40 条 <u>その他当会社の監査役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の運営)</p> <p>第 34 条 <u>その他当会社の監査等委員会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 46 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 38 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 47 条～第 51 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条～第 43 条 (現行どおり)</p>